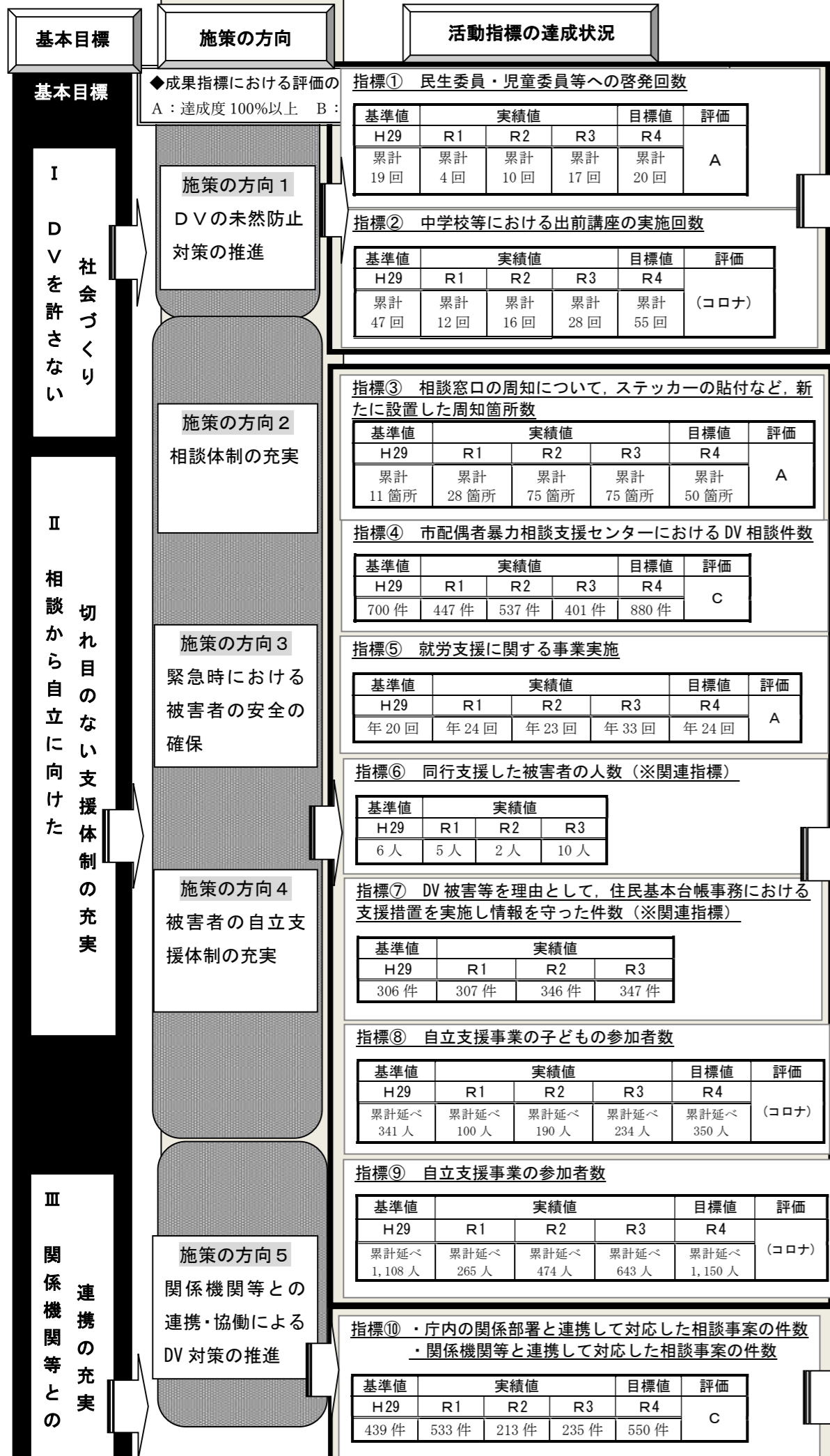


「第3次宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」の評価について



【施策1 DVの防止・理解促進に向けた啓発の充実】
 ・地域で活動する民生委員児童委員や、学校関係者、医療機関等へのDVの理解促進や、「うつつのみやDV根絶強化月間」(11月)における広報啓発活動など、広く啓発に取り組んだ。

【施策2 若年層からの意識啓発の充実】
 ・中学生を対象としたデートDV防止パンフレットの配布、中高大学生等を対象としたデートDV出前講座については、中学校での一部オンライン講座や大学生を対象とした参加型DV防止出前講座を実施するなど、コロナ禍においても若年層の意識醸成に取り組んだ。

【施策3 人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実】
 ・女性に対する暴力の背景のひとつとされる固定的性別役割分担意識の解消に向け、小学生を対象とした男女共同参画教育資料の配布や、教職員を対象とした研修の実施、人権擁護委員と連携した人権啓発事業により、若年層からの男女共同参画意識の醸成に取り組んだ。

【施策4 相談窓口の周知の強化】
 ・広報紙やリーフレットの配布、ステッカーの医療機関等の女子トイレへの貼付による周知のほか、コロナ禍において不安や困難を抱える女性を支援する「つながりサポート女性支援事業」をNPO等と連携して実施する中で、本市窓口や国が令和2年度から開始した24時間相談可能な「DV相談+（プラス）」など、更なる相談窓口の周知に取り組んだ。

【施策5 配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実】
 ・相談員の専門性向上に向けた研修や、被害者の状況に応じてカウンセリングや法律相談を実施するとともに、児童虐待担当課など関係部署との情報共有・意見交換を行い適切に対応するなど、相談機能の充実に取り組んだ。

【施策6 一時保護における関係機関との連携】**【施策7 保護命令制度の利用】**
 ・とちぎ男女共同参画推進センターや警察と連携し、一時保護など緊急時における被害者とその子どもの安全確保や、一時保護施設への同行支援、被害者が保護命令の申し立てを行う際の支援等に取り組んだ。

【施策8 被害者の自立に向けた各種情報の提供】
【施策9 被害者の自立に向けた各種生活支援の充実】
 ・相談員による各種就労支援事業の情報提供や、日常生活や子育て支援の情報提供を行った。
 ・市営住宅への優先入居や、民間支援団体が被害者の自立のために行う「ステップハウス事業」への助成を通して住宅確保を支援するとともに、就労に結び付きやすいIT講座の実施、ひとり親家庭を対象とした母子・父子自立支援員による就労や貸付金などの相談など、生活支援に取り組んだ。

【施策10 被害者の心のケアの充実】**【施策11 被害者の子どもへの支援の充実】**
【施策12 民間支援団体との連携による自立支援事業の充実】
 ・民間支援団体と連携し、大きなダメージを受けた被害者とその子どもの心身の回復に向けた各種講座やイベント、自助グループ活動、弁護士による専門相談等を行い、被害者の自立支援に取り組んだ。
 ・被害者の子どもが安全に就学できるよう教育委員会等と連携し、適切な情報管理を行うとともに、被害者が安心して就労できるよう保育所の優先入所に配慮した。

【施策13 関係部署・関係機関等との連携強化】
 ・「DV防止庁内連絡調整会議」や関係機関で構成する「虐待・DV対策連携会議」などを通して、庁内外の情報共有、意見交換等を行うとともに、複雑な事案については必要に応じて関係部署・関係機関とケース会議を開催するなど、連携を図りながら相談支援に取り組んだ。また、被害者の2次被害を防止するための関係職員に対する研修や、本市の各種手続き窓口等での「パープルカード」の提示による被害者への配慮に取り組んだ。

【施策14 他市町との連携】
 ・他市町村から本市に避難した被害者や他市町村に避難した被害者に関する情報を共有し、円滑な保護や自立を支援した。

【活動指標・成果指標の評価基準】 A達成度：100%以上、
 B：達成度70%以上100%未満、C：達成度：70%未満、対象外(コロナ)
 ※目標値をR4までの累計で設定しているものは、R3時点での達成度で評価した。

上位計画での成果指標：この1年間にDVを受けたことのある女性の割合：(R4) 目標値：0%に近づける 基準値H28：18.3%、実績値：R3：2.2%

成果指標1	基準値	参考値	目標値	評価
	H28	R3	R4	
DVについて相談できる窓口※を知っている市民の割合	— 参考地 47.8% ※1	67.8%(市配暴センター48.4%、国のSNS等を活用した相談19.4%※) ※国の窓口相談があった件数のうち、R2に拡充されたSNS等を活用した相談件数の割合から推定し算出(R3男女共同参画白書より)	70.0% ※2	—

※1 市配偶者暴力相談支援センターのみ
 ※2 市配偶者暴力相談支援センターのほか、県・国等の相談機関の窓口

成果指標2	基準値	実績値	目標値	評価
	H28	R3	R4	
この1年間に配偶者から暴力を受けたときに相談した女性	34.7%	32.7%	48.0%	C

基本目標 I
【評価】・DVの防止・理解促進に向けて、民生委員等や中・高・大学等での出前講座に取り組んでおり、啓発を着実に進めている。しかし、新型コロナウイルスの影響により、中学校等でのデートDV出前講座が中止になるなどしたことから、活動指標の評価は対象外(コロナ)とした。
【課題】・DVについて社会全体での理解を深めるため、市民への更なる周知や、地域で活動する民生委員児童委員等に対する啓発に取り組む、DVの未然防止や早期発見につなげていく必要がある。
 ・DVを未然に防止するためには、若年層からの意識啓発が効果的であることから、より多くの学校等で継続的に啓発機会を設けられるよう、ICTを活用した出前講座等の拡充や教育機関への積極的な働きかけを行っていく必要がある。

基本目標 II
【評価】・相談窓口の周知やDV未然防止啓発に取り組んだことで、DV被害を受けたことのある女性の割合は減少している。また、他市での配偶者暴力相談支援センターの新設や国の実施するSNS等を利用した相談の開始など、相談の受け皿が増強されたことにより、本市への相談が減少していると考えられる。
 ・相談から一時保護の支援、被害者の自立支援まで、関係部署・関係機関や民間支援団体等と連携し、切れ目のない支援に着実に取り組んでいる。しかし、新型コロナウイルスの影響により、被害者とその子どもを対象とした自立支援事業の各種講座等が中止になるなど、それらの活動指標については、対象外(コロナ)とした。
【課題】・今後、更に被害者が適切に相談につながるよう、相談窓口があることについて効果的に周知し、早期の相談につなげていく必要がある。
 ・被害者とその子どもは長期に渡り心身の不調が続くことから、心身を回復し、着実に自立に向かうことができるよう、児童虐待部門や関係機関、民間支援団体等との連携を強化し、自立支援の充実を図る必要がある。

基本目標 III
【評価】・連携会議やケース会議の実施により、虐待等に係る部署等と連携して被害者の状況に応じた相談支援に着実に取り組んでいるが、相談件数の減少に伴い連携した相談事案件数も減少している。
【課題】・被害者が抱える様々な問題や悩みに的確かつ迅速に対応するためには、関係部署・関係機関との連携が重要であることから、引き続き、関係部署・関係機関との連携によるDV対策を進める必要がある。